

事 務 連 絡
令和 5 年 1 2 月 2 8 日

居宅介護支援事業所 各位

津市健康福祉部介護保険課長

居宅サービス計画における軽微な変更の取扱いについて（通知）

居宅サービス計画（以下「ケアプラン」という。）を変更する際には、原則として、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 38 号、以下「基準」という。）の第 13 条第 3 号から第 12 号までに規程された居宅サービス計画作成に当たっての一連の業務を行う必要があります。

ただし、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 11 年 7 月 29 日老企第 22 号）に「利用者の希望による軽微な変更（例えばサービス提供日時の変更等）を行う場合には、この必要はないものとする。」とあり、これに該当する場合は、ケアプラン作成に当たっての一連の業務を省略することができます。

軽微な変更の考え方は次の 4 点です。

- ・利用者の状況に変化がないことが前提で援助の方針・方向性が変わらないこと
- ・介護支援専門員が一連の業務を行う必要がないと判断したものであること
- ・担当者会議の開催を妨げるものではないこと
- ・軽微な変更を行うと判断した日時、理由、同意日等を記録すること

軽微な変更に係るケアプランの修正等については次の 3 点にご注意ください。

- ・変更箇所の記載については、事業所が持っている原本に見え消しで修正し、その写しを利用者及びサービス担当者等へ交付する（変更していない様式の交付は不要）。
- ・担当者へ交付する際には、変更内容の詳細について、居宅サービス計画書に付記するか口頭などで伝達し、適切な連携を図ることが望ましい。
- ・変更後のケアプランを電磁的記録（データ）や印刷したもので交付することも可能であるが、変更内容等を明確にすること。

次の表に軽微な変更にあたるものの例について、厚生労働省の見解と津市の考え方を示します。

内容	厚生労働省の見解	津市の考え方
サービス提供の曜日変更	利用者の体調不良や家族の都合など臨時的、一時的なもので、単なる曜日、日付	利用者や家族の都合によるものであって課題や目標、サービス内容が変わらない

	の変更のような場合には、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。	ときは一時的、継続的にかかわらず「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。
サービス提供の回数変更	同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減のような場合には、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。	サービス提供の回数の変更については、基本的に利用者の状態の変化や目標を達成するためのサービスの提供内容の見直しが想定されることから、原則として一連の手順が必要である。 ただし、サービス提供の回数変更により目標やサービスの提供内容が変わらないときは「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。
利用者の住所変更	利用者の住所変更については、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。	住環境の変化が利用者の課題、目標及びサービスの提供内容に影響を及ぼさないときは「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。
事業所の名称変更	単なる事業所の名称変更については、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。	単なる事業所の名称変更については、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。 ただし、事業譲渡などにより運営法人が変更になり名称が変更となる場合は原則該当しない。
目標期間の延長	単なる目標設定期間の延長を行う場合（ケアプラン上の目標設定（課題や期間）を変更する必要が無く、単に目標設定期間を延長する場合など）については、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。	
福祉用具で同等の用具に変	福祉用具の同一種目における機能の変化を伴わない用具	

更するに際して単位数のみが異なる場合	の変更については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。	
目標もサービスも変わらない（利用者の状況以外の原因による）単なる事業所変更	目標もサービスも変わらない（利用者の状況以外の原因による）単なる事業所変更については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。	
目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合	第1表の総合的な援助の方針や第2表の生活全般の解決すべき課題、目標サービス種別等が変わらない範囲で、目標を達するためのサービス内容が変わるだけの場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。	
担当介護支援専門員の変更	契約している居宅介護支援事業所における担当介護支援専門員の変更（ただし、新しい担当者が利用者はじめ各サービス担当者と面識を有していること。）のような場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。	契約している居宅介護支援事業所における担当介護支援専門員の変更（ただし、新しい担当者が利用者の状況を十分に把握しており、各サービス担当者と面識を有していること。）のような場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。

※なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号（継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用）から第11号（居宅サービス計画の交付）までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。

下の表によくある質問について Q&A を掲載します。

軽微な変更の内容		
Q：具体的な内容		A：回答
1. 軽微な変更に関連する全般事項		
1	利用者からの同意について署名、捺印は必要か。	変更した書式の余白に同意した日付け、署名（自署であれば押印不要）することが望ましいが、口頭での同意でも差し支えない。ただし、その場合は支援経過記録に説明日時（同意日）、相手方、説明内容について記載すること。

2	「軽微な変更」の場合、各サービスの個別サービス計画書を求める必要はあるか。	必ずしも再作成する必要はない。ただし、介護支援専門員は、ケアプラン（１表）～（３表）と個別サービス計画書の連動性や整合性の確認について、必要に応じて行うことが望ましい。
3	要介護認定の申請中に作成した暫定プランを、認定確定後、要介護認定結果等を追記して本プランとする場合は「軽微な変更」と考えてよいのか。 また、認定の結果介護度が見込みと違った場合も「軽微な変更」と考えてよいのか。	要介護認定確定後に利用者の状態に変化がなく、サービスの変更の必要がないため暫定プランであったものをそのまま本プランにする場合は、「軽微な変更」として差し支えない。 また、要介護度の見込み違いについても「軽微な変更」と考えられることもあるが、その場合は各サービス担当者と継続的に連携し、サービスの変更等について意識の共有を図ることが重要である。
2. サービス提供の曜日・時間帯の変更		
4	サービス提供時間の変更について、以下の場合はどうなるのか。 ・訪問介護等で予定時間とは異なる時間帯にサービス提供を行った場合。（サービス提供は予定通り実施） ・通所系サービスで利用者の遅刻早退等により当初予定とサービス提供時間を変更した場合。また、サービス提供時間の変更に伴い報酬区分が変更した場合。	利用者の都合等（交通事情によるサービス提供時間の変更を含む）により当日の変更があった場合には、報酬区分の変更の有無にかかわらず「軽微な変更」として取り扱って差し支えない。 この場合、担当者から変更した理由等を聴取し給付管理上問題がないことを確認後、当該変更理由を居宅介護支援経過（５表）に記録しておくこと。（サービス利用票（６表）・サービス利用票別表（７表）については必要に応じて対応すること） また、これらの変更により個別サービス計画が変更になる場合は必要に応じて個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画との連動性や整合性について確認すること。
5	利用者や家族の都合により曜日を変更するときは「軽微な変更」にあたるのか。	利用者の状況に変化がなく、ニーズ、目標及びサービス内容等の変更も不要な場合は、期間にかかわらず「軽微な変更」に該当するものがあると考えられる。

		ただし、サービス提供の曜日変更に伴い、他のサービスへの影響等も考慮し、介護支援専門員が各担当者に周知した方がよいと判断する場合などについてサービス担当者会議の開催を制限するものではない。
3. サービス提供の回数変更		
6	利用者や家族の都合で週1回から週2回に増やす場合は「軽微な変更」にあたるのか。	利用者の状態に変化がなく課題・目標サービスの提供内容の変更の必要性がない場合は「軽微な変更」に該当するものと考えられる。 なお、回数変更にあたり、居宅サービス計画が利用者の日常生活において必要な回数を設定して作成されるものであることに留意する必要がある。そのため、例えば、定員に空きが発生したため予定日以外に通所するなど、臨時的に通所回数を増やして利用することは原則的に認められない。
7	サービスの回数が段階的に変わっていった場合は「軽微な変更」にあたるのか。	長期目標の期間内に、1回→2回、2回→3回と段階的に増加する場合は、2回目以降の変更は「軽微な変更」には該当しない。ただし、短期目標の期間内に、1回→2回、2回→3回と段階的に増加することを事前に担当者会議で協議し、目標やサービス内容等をケアプランに位置付けた場合は「軽微な変更」に該当することも考えられる。
8	一時的な変更か、継続的な変更かによって担当者会議を開く、開かないが決まるのか。（一時的であれば開かなくてよい、継続的であれば開く。）	一時的か継続的かにより担当者会議の開催の必要性を判断するのではなく、利用者の状態等を勘案し「軽微な変更」と判断するか否かで担当者会議開催の必要性を判断すること。
9	利用者の状態は変わらずケアプランの目標も変更しないが、家族の希望や経済的理由で回数や提供時間を減らす場合に担当者会議は必要か。	原則必要である。利用していたサービスを終了する場合は、Q24に準じて取り扱うこと。サービスの利用状況により、ケアプランの変更に係る一連の手順を行う必要があるかどうか留意した上で適切に判断す

		ること。必要なサービスを減らすということについては各サービス担当者から専門的な意見を聴取する等適切に判断すること。
10	祝日が休みのデイ（A 通所介護事業所）と祝日が休みではないデイ（B 通所介護事業所）を週3回ずつ、合計週6回利用している。A事業所の休みの日にB事業所を利用したいのだが、この場合、祝日のある週のみ、A事業所は週2回の利用となり、反対にB事業所は週4回の利用となる。これは「軽微な変更」にあたるのか。 ケアプラン作成時に、サービス担当者会議で合意形成ができており、計画に「祝日の時はB事業所を利用する」と記載されていればいいのか。	2か所の通所介護事業所を利用する目的（課題、目標、サービス内容等）が同じで、週の合計回数を変更しない場合、「軽微な変更」として取り扱って差し支えない。ただし、提供回数が変更となる場合、通所介護事業所の個別サービス計画を変更する必要があるため、サービス利用票（6表）・サービス利用票別表（7表）を差し替え、再交付することが望ましい。また、当該変更理由を居宅介護支援経過（5表）に記録しておくこと。
4. 利用者の住所変更		
11	利用者の住所変更で「軽微な変更」に該当するものと該当しないものとは、どのような場合を指すのか。	住所変更に伴う家族構成や住環境の変化が課題や目標、サービス提供内容に影響がない場合は「軽微な変更」と考えられることもある。
12	住民票が他市町村から津市に変わった場合は（サービス内容等その他は何も変わらない）「軽微な変更」にあたるのか。	保険者の変更が生ずることになるため「軽微な変更」に該当しない。
5. 事業所の名称変更		
13	居宅介護支援事業所の場合は「軽微な変更」にあたるのか。	単なる名称のみの変更であれば「軽微な変更」に該当する。 法人が変更するなどして新たに指定を受けたことに伴う名称変更は該当しない。 ただし、介護事業者の吸収合併や法人の種類が変更になることによって新たに指定を受けた場合は、新法人によって旧法人の事業所が実質的に継続して運営されると認め

		られる場合においては「軽微な変更」として取り扱うことも考えられる。
1 4	居宅介護支援事業所以外のサービス事業所の場合は「軽微な変更」にあたるのか。	「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。
6. 目標期間の延長		
1 5	短期目標の期間の延長について「軽微な変更」に該当する場合の注意点は何か。	「軽微な変更」に該当すると判断する場合は「目標が達成できなかったにもかかわらず、なぜ目標期間を変更する必要があると判断したか」の理由を記載する必要があります。特に短期目標については実際に解決が可能と見込まれているものでなくてはならないとされていることから、目標設定期間の延長を行うにはそのように判断する理由が必要となり、漫然と期間延長することは適切ではない。また、目標期間の延長については、最初の目標設定の可否について問われる内容となることから留意すること。
1 6	長期目標の期間延長（目標未達成→評価→同じ内容で延長）の場合は「軽微な変更」にあたるのか。	「軽微な変更」に該当しない。目標期間の延長は、評価を行った後、基本的に利用者の状態等のアセスメント、課題分析、目標の再設定及びサービス提供内容の見直しを必要とする場合が想定されることや、目標未達成であれば目標及び支援内容の妥当性を再検討する必要性があることから、原則として、ケアプラン作成に当たっての一連の業務を行うことが妥当である。
7. 福祉用具で同等の用具に変更するに際して単位数のみが異なる場合		
1 7	介助式の車いす普通型をリクライニング型に変える場合は「軽微な変更」にあたるのか。	「軽微な変更」に該当しない。機能の変化が必要ということは利用者の状態等に何らかの変化があると考えられるため。
1 8	同じ品目（手すり）をもう一本追加する場合は「軽微な変更」にあたるのか。	福祉用具の追加利用が必要ということは、利用者の状態等に何らかの変化があると考えられるため、原則的には「軽微な変更」には該当しない。

		ただし、例えば、居室からトイレや玄関までの移動の円滑化を目的に置き型手すりを利用していたが、より安定した移動の確保に向けて、同じ場所（廊下等）に設置した手すりの範囲を延長するための福祉用具の変更や追加（利用者の状態等に大きな変化は認められず課題や目標が変わらない場合に限る）など、自立支援を妨げないものであれば、「軽微な変更」として判断することもあり得る。
19	付属品が追加される場合は「軽微な変更」にあたるのか。	Q18に準じて取り扱うこと。
20	使っていた福祉用具が不必要となり、返却する場合も担当学会議の開催が必要なのか。	Q24に準じて取り扱うこと。
8. 目標もサービスも変わらない（利用者の状況以外による）単なる事業所変更		
21	いつも利用している短期入所事業所が利用できない場合に、新しい短期入所事業所を利用する場合は「軽微な変更」にあたるのか。	「軽微な変更」と考えられることもある。ただし、必要に応じてサービス担当学会議の開催によって各事業所と連携を図ることが望ましい。
22	事業所の閉鎖に伴い、サービス内容は変わらないが、単に利用する事業所が変更になる場合は「軽微な変更」にあたるのか。	「軽微な変更」と考えられることもある。ただし、居宅介護支援事業所を変更する場合を除く。
23	インフォーマルサービスが増えたり減ったりした場合は「軽微な変更」と考えてよいのか。	インフォーマルサービスのみの増減であれば「軽微な変更」として取り扱うことは差し支えない。しかしながら、インフォーマルサービスの増減によって日常生活に影響があり、他のサービスとの調整を要する場合などは「軽微な変更」に該当するとは考えがたく、ケアプランの変更として取り扱うことが妥当な場合もあると考えられる。
9. 目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合		
24	もともと利用していたサービスがなくなる場合は「軽微な変更」にあたるのか。	「軽微な変更」に該当しない。サービスが終了する場合、終了するサービスの担当者を除き、新たに作成されたケアプラン（1

		表)～(3表)の原案について専門的な見地に基づく意見を徴取するための担当者会議を開催する必要がある。なお、この場合、担当者会議に召集する必要がある担当者はケアプラン(1表)～(3表)の原案に位置付けられた指定居宅サービス等の担当者であるため、終了するサービスの担当者を召集する必要はない。
25	通所介護で個別機能訓練しか行っておらず、入浴は実施していない方から、新たに「可能であるなら入浴もしたい」という希望が出たため、サービス内容を変更し、入浴を追加しようと考えている。既存の居宅サービス計画の内容から考えて、課題や目標を変更するほどの影響はないと判断できる場合は「軽微な変更」にあたるのか。	利用者の希望によるもので、変更するサービス内容が本体サービスに付帯するものと考えられる場合には、「軽微な変更」に該当すると考えられる。例えば、質問のように通所介護で入浴を追加する場合、入浴設備を有している通所介護事業所であれば、入浴介助は、通所介護事業所が提供する必要な日常生活上の世話のうち、基本的に提供されるサービスの1つであると考えられるため、ケアプラン(2表)に「入浴介助」と追加をするなどして利用者の希望による「軽微な変更」として取り扱って差し支えない。 ただし、利用者の状況等から優先すべき新たな解決すべき課題として「衛生管理」や「清潔の保持」などがあると判断し、課題解決のために、入浴介助を追加して提供する場合は、「軽微な変更」として取り扱うのではなく、再度、一連の手順を行いケアプランの変更することが妥当と考える。
10. 担当介護支援専門員の変更		
26	同事業所内で担当の介護支援専門員が変わった場合、「軽微な変更」にあたるのか。	ケアプラン(2表)～(3表)に変更がないのであれば「軽微な変更」として取り扱って差し支えない。

参考資料

介護保険最新情報 Vol.958 (様式及び記載要領)

介護保険最新情報 Vol.959 (軽微な変更等)

介護保険最新情報 Vol.1049 (Vol.958 のポイント)